



2022年8月23日

各 位

会 社 名 キュービーネットホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 北野 泰男
(コード番号：6571 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 松本 修
T E L 03-6418-9190

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第8回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開や事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本条は、期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年9月28日（予定）

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社（外国会社を営む。）の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1) ～ (11) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(12) 上記業務に付帯した一切の関連業務</u></p> <p>(イ) ～ (ロ) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社（外国会社を営む。）の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1) ～ (11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 投資業及び各種コンサルティング業</u></p> <p><u>(13)</u> (現行どおり)</p> <p>(イ) ～ (ロ) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上